

令和4年6月11日

保護者各位

練馬区立石神井西小学校
校長 青山直志

学校生活における児童のマスクの着用について

文部科学省より令和4年5月24日付で「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が示されました。

これを受けまして、学校生活における児童のマスク着用につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

1. 基本的な考え方

基本的な感染対策の重要性は変わるものではありません。引き続き基本的な感染対策：「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底しながら教育活動を進めてまいります。

また、マスクの着用が不要な場面につきましても、人と十分な距離を確保すること、会話を控えることが原則となります。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

2. マスクの着用が不要な場面およびそれに際した留意点

国からの通知を踏まえ、学校生活においてマスク着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。なお、以下の例は記載する場面において児童のマスク着用を禁止する趣旨ではありません。マスク着用を希望する児童につきましては、熱中症対策を講じたうえで適切に対応して参ります。

【体育の授業】

- (1) 校庭、体育館やプールなど、体育の授業中にはマスクの着用は必要ありません。
- (2) 体育の授業においては、児童の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合は呼気が激しくなるような運動を避ける、こまめに換気を行うなどを徹底して参ります。
- (3) 体育の授業においてもグループの話し合いなどで間隔を十分に確保できない場合、マスクを着用する場合がありますことをご了承ください。

【登下校時】

- (1) 熱中症のリスクが高い梅雨から夏場においては、熱中症対策を優先しマスクの着用は必要ありません。
- (2) 登下校時にマスクを外す際は、人と十分な距離を確保すること、会話を控えることが原則となりますので、ご家庭でもご指導ください。

【屋外の活動】

- (1) 理科の観察等、屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動においてはマスクの着用は必要ありません。
- (2) ただし、休み時間は感染リスクが最も高いと考えられることから、本校ではマスクを着用することとし、適切な熱中症対策を講じて参ります。

マスクの着脱をする機会が増えますので、マスクケースをお子様に持たせていただきますようお願いいたします。